

技術指導

- 1 技術指導とは，企業等の技術レベルの向上を図るために，県内企業の従業員又は企業を起す者等を対象に指導を行うものである。
- 2 技術指導の実施期間は，1年以内とし，その期間は当該会計年度内とする。
- 3 技術指導において得られた成果を外部に発表するときは，あらかじめ所長の了解が必要である。
- 4 技術指導に関連して得られた工業所有権の取扱いについては，別途定める「鹿児島県工業技術センター技術指導関連発明準則」に基づき，確認書を取り交わすものとする。
- 5 技術指導の手続き

